

令和7年5月29日

令和7年第5回守山市教育委員会定例会提出議案

令和7年5月29日

令和7年第5回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第20号	令和7年度守山市一般会計補正予算（第2号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議第21号	守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議第22号	守山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
議第23号	速野小学校長寿命化改修建築工事（第1期）に係る契約の締結につき議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
議第24号	速野小学校長寿命化改修機械設備工事（第1期）に係る契約の締結につき議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
議第25号	守山中学校体育館予防改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

議第20号

令和7年度守山市一般会計補正予算（第2号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた令和7年度守山市一般会計補正予算（第2号）のうち教育委員会所管の予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和7年5月29日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

令和7年度守山市一般会計補正予算案（第2号）《令和7年6月定例会月会議提案》

1 歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		4,473,964	676	4,474,640
	1 教 育 総 務 費	668,016	676	668,692
歳 出	合 計	36,682,871	77,289	36,760,160

議第 21 号

守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 29 日 提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

議第 号

守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の4号を加える。

- (9) 住登外者 本市の住民基本台帳の記録対象ではないが、実施機関が事務を適正に執行する上で住民基本台帳に記録されている者とは別に管理する必要がある者をいう。
- (10) 住登外者宛名番号 住登外者を一意に特定するための番号をいう。
- (11) 住登外者宛名番号管理機能 住登外者に住登外者宛名番号を付番し、当該住登外者に係る情報を管理する機能をいう。
- (12) 住登外者宛名情報 住登外者に係る情報であって、住登外者宛名番号管理機能により管理するものをいう。

第5条第2項中「保有するもの」の次に「および住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加える。

別表第1 1 市長の部に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1 2 教育委員会の部に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であ
って規則で定めるもの

別表第2および別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	守山市児童クラブ室の設置および管理に関する条例等による放課後児童クラブ利用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額またはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	守山市子どものための教育・保育給付認定等に関する条例による教育・保育施設の利用に関する利用者負担額の減免の事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施または就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	守山市老人福祉医療費助成条例による高齢者に係る医療費助成事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳情報および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
守山市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
病後児保育利用料の算定に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
重度の心身障害の状態にある老人等に関する医療費を助成する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
精神障害者等の精神科通院医療費を助成する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行う生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報（以下「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当および特別障害者手当等支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「母子保健法による養育医療給付の支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法または地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給または保険料の徴収に関する情報（以下「年金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付または配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	就園および就学に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給関係情報であって規則で定めるもの
	障害児福祉手当および特別障害者手当等支給関係情報であって規則で定めるもの
	母子保健法による養育医療給付の支給関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
予防接種法による予防接種の実施、給付の支給または実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	年金関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	就園および就学に関する情報であって規則で定めるもの

高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	年金関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
児童手当関係情報であって規則で定めるもの	
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	
国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	
国民健康保険法による特定健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	

別表第3（第6条関係）

照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	守山市子どものための教育・保育給付認定等に関する条例による教育・保育施設の利用に関する利用者負担額の減免の事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	就学困難と認められる児童および生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議第22号

守山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた守山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和7年5月29日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

議第 号

守山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(守山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 守山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「日数および勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く」を「除く。次条において同じ」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項中「一部」を「全部または一部」に改め、同条第2項中「範囲内」の次に「または1年につき77時間30分を超えない範囲内のいずれか」を加える。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2中「申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、守山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)

第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 守山市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第3条 守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部または一部」に、「就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため1日の勤務時間の全部または一部」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の守山市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議第23号

速野小学校長寿命化改修建築工事（第1期）に係る契約の締結につき議決を求める
ことについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた速野小学校長寿命化改修建築工事（第1期）に係る契約の締結につき議決を求めることについて、教育委員会の同意を求める。

令和7年5月29日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

議第 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第35号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 速野小学校長寿命化改修建築工事（第1期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金366,938,000円
- 4 契約の相手方
住 所 滋賀県守山市立入町475番地の2
商号および 株式会社 日建
代表者氏名 代表取締役 高 橋 武 宏

議第24号

速野小学校長寿命化改修機械設備工事（第1期）に係る契約の締結につき議決を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた速野小学校長寿命化改修機械設備工事（第1期）に係る契約の締結につき議決を求めることについて、教育委員会の同意を求める。

令和7年5月29日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

議第 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第35号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 速野小学校長寿命化改修機械設備工事（第1期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金161,766,000円
- 4 契約の相手方
住 所 滋賀県守山市吉身三丁目15番16号
商号および 守山ガス器具センター住設株式会社
代表者氏名 代表取締役 林 忠 広

議第25号

守山中学校体育館予防改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた守山中学校体育館予防改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求めることについて、教育委員会の同意を求める。

令和7年5月29日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

議第 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第35号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 守山中学校体育館予防改修建築工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金148,357,000円
- 4 契約の相手方
住 所 滋賀県守山市今浜町2530-1
商号および 株式会社 秋村組 守山支店
代表者氏名 支店長 宮 原 貴 司